

障害福祉サービス等の請求事務に係る警告・返戻理由について（情報提供）

障害福祉サービス事業所管理者 様

令和5年11月27日

茨木市障害福祉課

標記につきまして、令和5年度上半期（令和5年4月～9月）における障害福祉課で対応を行った主な警告・返戻の理由は以下のとおりです。

No.	区分	警告・返戻理由	件数
1	区分・加算	障がい支援区分に関する誤り、平均工賃月額区分・送迎加算区分・処遇改善加算などに関する誤り	64
2	日付・時間	日付・時間の請求ミスで別の事業所と請求時間被り	58
3	上限管理	上限管理結果の不一致	24
4	支給量超過	支給量超過(複数事業所の合計が超過含む)	19
5	利用者負担	利用者負担上限月額に関する誤り	16
6	その他	その他の誤り	21
		合計	202

